

関節の機能障害の評価方法を明確にするため、以下のように改正しました。

## (1) 評価の対象となる関節運動について

各関節の運動のうち、機能障害の評価の対象となるものを明確にするとともに、それらを主要運動と参考運動に明確に区分して評価することとしました。

各関節の主要運動及び参考運動は下表のとおりです。

部 位	主要運動	参考運動
せき柱(頸部)	屈伸、回旋	側屈
せき柱(胸腰部)	屈伸	回旋、側屈
肩関節	屈曲、外転・内転	伸展、外旋・内旋
ひじ関節	屈伸	
手関節	屈伸	橈屈、尺屈
前腕	回内・回外 <sup>※6</sup>	
股関節	屈伸、外転・内転	外旋・内旋
ひざ関節	屈伸	
足関節	屈伸	
母指	屈伸、橈側外転、掌側外転 <sup>※7</sup>	
その他の手指及び足指	屈伸	

※6 前記2の(4)(6ページ)を参照

※7 前記3の(2)(8ページ)を参照

## (2) 主要運動と参考運動の評価方法について

ア 関節の機能障害の評価は、従来どおり、原則として主要運動の可動域制限の程度に応じて行います。

イ 参考運動を用いて認定するのは、次のような場合です。

- ① 関節の主要運動の可動域が健側の1/2を「わずかに上回る」場合に、当該関節の参考運動の可動域が1/2以下に制限されているときは、「関節の著しい機能障害」と認定することとしました。
- ② 関節の主要運動の可動域が健側の3/4を「わずかに上回る」場合に、当該関節の参考運動の可動域が3/4以下に制限されているときは、「関節の機能障害」と認定することとしました。